

「戦争法」を許さず平和を求める関市民の会・スタンディングアピール500回
9条の会・せき20周年 記念

「戦争法」を許さず平和を求める関市民の会は毎週土曜日の夕方、平和を訴えるスタンディングアピールを行い、1月25日に500回を迎えます。また「9条の会・せき」は3月13日に設立20周年を迎えます。

せき 平和のつどい <入場無料>

2025年2月1日(土) 14時～16時30分

会場: せきテラス・多目的ホール(関市平和通4丁目12-1)

演題: 『「虎に翼」と日本国憲法・平和を語る』

講師: 小川香さん

～明日の自由を守る若手弁護士の会(あすわか)～



<プロフィール&ごあいさつ>

大垣の法律事務所で弁護士をしている小川 香と申します。

この度、NHKの朝ドラ「虎に翼」を話題にして憲法と平和に関するお話しをさせていただくことになりました。「虎に翼」は私たち弁護士仲間のあいだのSNSでも話題にあがっており、とても興味深く視聴させていただきました。

弁護士としての活動経験がまだ短く、このような講演会に呼んでいただくのも初めてなので、緊張しておりますが、若さを武器にして精一杯お話させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

NHKの朝ドラ「虎に翼」は日本初の女性弁護士の1人で、戦後、裁判官も務めた三淵嘉子さんがモデルで、主人公が戦争ですべてを失いながらも追い詰められた人々のために法律家として奔走する物語です。

戦後、東京地裁の「原爆裁判」に深くかかわり、都市への「原爆投下は国際法違反」とはっきり判決を下したことは、後の「被爆者援護法」の制定などにも影響を与えています。

今回は若手弁護士の立場から三淵嘉子さんの功績や、今の日本人・特に若者にとって日本国憲法がどんな意味があるのか、そして日本の平和と憲法9条を守っていくためにはどんな取り組みが必要なのか、語っていただきます。

講演後は、小川さんと来場された皆さんで平和への思いや意見を自由に語り合いたいと思います。

「戦争法」を許さず、平和を求める関市民の会

連絡先: 桜井邦彦 090-3301-4374

九条の会・せき

連絡先: 山田 弘 090-7043-7496

14時～ みんなで歌おう平和の歌

14時20分～ 講演

15時50分～ みんなで平和を語ろう!

16時半終了

☆17時から平和通り7丁目の交差点でスタンディングアピールを行います。

(可能な方はご参加ください)

憲法9条を世界に広げよう!

日本国憲法前文 (口語訳)

私たちはもう戦争をしません。日本の主人公は、私たちです。私たちみんなで日本の舵取り(かじとり)をします。日本の行き先を決めるのは、私たち自身であり、この憲法を作りました。(中略)

日本の私たちは、平和がずっと続くことを心から願っています。みんなで理想をしっかり持つことは、とても大切です。どの国の人だって、平和が好きなのはです。正しいことをしようと思っているはずです。世界中の人が、本当は仲良くなりたいと願っていることを、私たちは信じます。私たちは、世界の人を信じることを通して、日本のみんなの安全と生活と命を守っていかうと、心に決めました。

私たちは、平和を守り続けます。だれかがいばって、だれかを支配することはだめです。だれかを抑えついたり、自分だけの狭い考え方にとらわれるのはだめです。世界のみんなも、そんなだめで悪いことをなくそうとがんばっています。そのがんばっている世界の人々から、日本も認めてもらえる国になりたいと思っています。(中略)

日本の私たちは、日本の名にかけて、全力をあげ、この理想を進めていくと、誓います。

(碓井真史さん 新潟青陵大学大学院教授(社会心理学)のHPから)



日本国憲法前文には、戦後日本があたらしい歩みをはじめた決意がよく表れています。1947年に文部省が中学校1年生用社会科の教科書として発行した「新しい憲法の話」の中で次のような言葉があります。

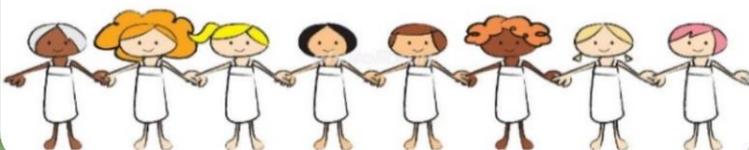
「けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません。」

この言葉を今こそ生かし、世界に広げていくことが日本の使命です。

日本国憲法 第九条

- 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

WE LOVE PEACE!!



自民党の改憲草案では9条に3項を設け「自衛隊を書き込む」としています。法律では後から加えた項目が優先されるので1・2項は空文化し、日本が直接攻撃されなくても「日本の存立を守るために」海外にまで自衛隊が派遣され、交戦が可能になってしまいます。

憲法を変えたら自衛隊は軍隊と変わらず、日本は平和国家とは言えなくなります。